

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年8月20日 13時40分ごろ
発生場所	北海道小樽市塩谷漁港北方沖（小樽市立岩北方沖） 塩谷港外防波堤西灯台から真方位007°700m付近 （概位 北緯43°13.5′ 東経140°55.1′）
事故の概要	プレジャーボートEMMILEEは、航行中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年8月20日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート EMMILEE、12トン
船舶番号、船舶所有者等	250-19534 北海道、株式会社高田建築設計事務所
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（同乗者）
損傷	右舷船尾部船底外板に破口、右舷推進器損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、遊泳の目的で、小樽市塩谷海水浴場に向けて、同市所在のマリーナを出発し、船長がフライングブリッジの操縦席に着座して操船していた。</p> <p>船長は、約30年間、年に2回ほど塩谷海水浴場へ航行しており、その際、小樽市窓岩南方にある「青の洞窟」と呼ばれる景勝地を經由して塩谷海水浴場に向かう進路をとっていた。</p> <p>船長は、窓岩東方沖を陸岸に沿って西進中、青の洞窟付近に多数の小型観光船を視認したので、本船の航走波が観光船の航行の妨げになると思い、青の洞窟を經由するのはやめることとし、西進を続けた。</p> <p>船長は、窓岩北方沖に達したとき、立岩付近に暗岩が点在することを知っていたので、立岩北方沖までの距離を目測し、進路を定め、約15ノットの対地速力で西進中、船底から異音が聞こえ、本船が暗岩に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、浸水していることを知り、沈没を避ける目的で、付近にある塩谷漁港に向かい、本船を同漁港内の磯船用の斜路に進入させた。</p> <p>本船は、斜路手前の浅所に座礁し、船長は、同乗者全員と共に港内にいた漁船に救助された。</p> <p>同乗者1人は、船室内船首側に立っていたところ、乗揚の衝撃により床面に転倒し、第2腰椎圧迫骨折を負った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>本船は、レーダー及びGPSプロッターが船室内の操縦席に装備されており、フライングブリッジの操縦席にはマグネットコンパスのみ装備されていた。</p> <p>船長は、目測で立岩から離れた進路にしたつもりであったが、ふだんと異なる経路上から立岩を見たこともあり、目測を誤ったかもしれないと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、立岩北方沖を西進中、ふだんとは違う進路となった際、目測のみで進路を定めて航行を続けたことから、暗岩が点在する立岩付近に向けて航行していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が立岩北方沖を西進中、ふだんとは違う進路となった際、目測のみで進路を定めて航行を続けたため、暗岩が点在する立岩付近に向けて航行していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、暗岩等の障害物が存在する海域を航行する際は、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位を確認のうえ、暗岩等から十分な距離をとること。 ・ 小型船舶の船長は、乗船者に対して、航行中は船体動揺に備えて、可能な限り着座するよう指示すること。

